



2020年5月20日

各 位

会 社 名 信 金 中 央 金 庫  
代 表 者 名 理 事 長 柴 田 弘 之  
(コード番号 8421 東証 優先出資証券)  
問 合 せ 先 総 合 企 画 部 長 神 野 善 則  
(TEL. 03-5202-7624)

定款の一部変更に関するお知らせ

本中金は、本日開催の理事会において、2020年6月24日開催予定の第81回通常総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

法令の改正により本中金が行うことのできる業務範囲が見直された場合等に機動的な対応を可能とするため、規定を新設するとともに、必要な規定の整備を行う。

2. 定款変更の内容

別紙のとおり

3. 変更日

行政当局の認可を受けた日

以 上

(本件に関するお問合せ先)

信金中央金庫 IR広報室  
TEL 03-5202-7700

## 定款変更案

現 行	変 更 後
<p>(事業) 第2条 1～15 (略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(除名) 第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、<u>信用金庫法(昭和26年法律第238号)</u>に定める総会(以下「総会」という。)の決議によつて除名することができる。この場合においては、その総会の10日前までに、その会員に対しその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。</p>	<p>(事業) 第2条 1～15 (略)</p> <p><u>16 本金庫は、前各項のほか、信用金庫法(昭和26年法律第238号)その他の法律により信用金庫連合会が行なうことのできる業務を行なうことができる。</u></p> <p><u>17 本金庫は、その他前各項の業務に付帯または関連する業務を行なうことができる。</u></p> <p>(除名) 第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、<u>信用金庫法</u>に定める総会(以下「総会」という。)の決議によつて除名することができる。この場合においては、その総会の10日前までに、その会員に対しその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。</p>